## ◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県監査委員告示第1号)の一部 を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八 木 浩 幸

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

正 (電磁的記録の公開の方法)

- 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。
  - (1) (略)
  - (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を監査 委員が保有するプログラム(電子計算機に対す る指令であって、一の結果を得ることができる ように組み合わされたものをいう。以下同じ。) を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写し の交付
- 2 (略)
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報 通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平 成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して 公開請求があった場合であって、監査委員がその 保有するプログラムにより公開を実施することが できるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処 理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電 子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファ イルに複写させる方法により公開を行うことがで きる。

(電磁的記録の公開の方法)

- 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。
  - (1) (略)
  - (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を監査 委員が保有するプログラム(電子計算機に対す る指令であって、一の結果を得ることができる ように組み合わされたものをいう。)を使用して 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (略) 2